○史跡伊賀国庁跡保存整備事業指導委員会条例

令和２年６月29日条例第19号

史跡伊賀国庁跡保存整備事業指導委員会条例

（設置）

第１条　史跡伊賀国庁跡の遺構を顕在化し、次世代に継承していくことを目的とした史跡伊賀国庁跡保存整備活用基本計画に基づき策定した史跡伊賀国庁跡保存整備事業実施設計に係る事業（以下「事業」という。）を実施するに当たり、史跡整備の専門的な指導及び助言を受け、地域の意見を反映させつつ円滑に事業を推進するため、史跡伊賀国庁跡保存整備事業指導委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

（１）　専門的な知識及び経験による指導及び助言に関する事項

（２）　地域の意見聴取に関する事項

（３）　前２号に掲げるもののほか、事業の実施に関し、伊賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事項

（組織）

第３条　委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

（１）　学識経験者

（２）　伊賀市文化財保護審議会委員

（３）　府中地区住民自治協議会を代表する者

（４）　地元住民を代表する者

（５）　その他教育委員会が必要と認める者

（委員長及び副委員長）

第４条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

３　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（任期）

第５条　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第６条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことはできない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席）

第７条　委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、伊賀市教育委員会事務局文化財課において行う。

（補則）

第９条　この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（任期の特例）

２　この条例の施行後最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第５条本文の規定にかかわらず、令和４年３月31日までとする。

（会議の招集の特例）

３　この条例の施行後最初に行われる会議は、第６条第１項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

（この条例の失効）

４　この条例は、事業の実施が終了した日の属する年度の３月31日限り、その効力を失う。